

大府市全世代型サロン活動団体募集要項

次のとおり大府市全世代型サロンを実施する活動団体を募集します。

◇募集開始

令和3年8月2日

◇申請様式

大府市公式ウェブサイトからダウンロード又は地域福祉課で配布します。

※応募条件や応募方法、必要書類等は次ページ以降をご覧ください。

◇問合せ・相談・書類の提出先

大府市 福祉部 地域福祉課 福祉係

〒474-8701 大府市中央町五丁目 70 番地

TEL：0562-45-6228 / FAX：0562-47-3150

メールアドレス：fukushi@city.obu.lg.jp

1 全世代型サロンとは

地域における子どもから高齢者まで、あらゆる世代が集い、地域住民が参加・交流・学びを通して、住民同士が会い参加することができ、つながりや絆を深める場や居場所のことです。

2 補助金の目的

「食」を通して世代を超えた地域住民同士のつながりをつくとともに、地域活動への参加を促進し、身近な地域で誰でも、気軽に集える居場所づくりを目的としています。

3 募集する事業型

(1) 常設サロン拡大型

常設サロンを開設している事業者が、子ども食堂の機能をプラスする形で、子どもから高齢者まであらゆる世代の方を対象として、地域住民のつながりをつくる集いの場として全世代型サロンを開設する場合

(2) 新設型

新規に公民館等において、子どもから高齢者まであらゆる世代の方を対象として、食事の提供（子ども食堂機能を包含）を通して、地域住民のつながりをつくる集いの場として全世代型サロンを開設する場合

4 補助対象となる要件

以下の要件をすべて満たすものとする。

- ・子ども食堂の機能として、地域の子どもの対象に無料又は低額で栄養バランスの取れた食事を提供すること。
- ・開設場所は、公共施設若しくは地域内の集会所又は福祉施設、個人宅、空き家等を活用するものであって、継続して開催可能な場所であること。
- ・提供する食事は、原則として、サロンのスタッフ又は参加者等が調理したものとする。
- ・開設日は月1回以上とし、多くの世代の参加が見込まれる曜日（土曜日、日曜日、祝日）に開催すること。
- ・1開設日当たり、5人以上の地域の子どもの参加が見込まれる規模とすること。
- ・事前に計画を立て、食事提供日が分かるようにすること。
- ・食事提供のほか、子どもへの学習支援、レクリエーションその他の活動を行うよう努めること。
- ・サロンの開催中、補助対象団体のスタッフが1名以上常駐すること。
- ・営利活動又は特定の趣味活動のみを目的としないこと。
- ・地域の自治区、コミュニティ、老人クラブその他団体と連携協力するよう努めること。
- ・上記に定めのない事項については、市との協議により決定すること。

5 応募団体の資格要件

3名以上の市民で組織する団体又は法人格を有する団体であり、事業を適切、公正、効果的かつ効率的に実施でき、以下の要件をすべて満たすものとする。

- ・全世代型サロンを1年以上継続して運営する意思及び能力を有すると認められること。
- ・市内に活動拠点を有していること。
- ・団体の規約等が定められていること。
- ・収支の経理が明確にされていること。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- ・政治団体又は宗教団体ではないこと。

6 補助対象経費

補助金の交付を受けようとする実施団体に対し、補助金を交付します。

	内 容	補 助 額
常設サロン拡大型	運営費補助	子ども食堂機能を包含した全世代型サロンとして開催した場合、子どもの食事に係る食材費と子ども料金 ^{※1} との差額（1回の開催につき5千円を上限）を補助
新設型	初期活動費補助 （建物等の修繕料、備品購入費、消耗品費、会場の賃貸借契約に係る礼金等）	補助対象経費の3分の2（上限20万円） ※対象経費から愛知県子ども食堂開設費補助（最大10万円）を控除する
	運営費補助 （食糧費、報償費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料等）	1回1万円を上限 ^{※2}

※1 子ども料金は中学生までとします。

※2 他の市の補助金等が交付される場合は補助対象とならない場合があります。その場合は全世代型サロンの登録のみ行います。

7 申請について

以下の申請書類に必要事項を記載し、地域福祉課へ提出してください。

【申請書類】

- ・大府市サロン活動推進事業費補助金交付申請書
- ・事業計画書
- ・収支予算書及び見積書
- ・団体の規約又はそれに準ずる書類
- ・団体の構成員の名簿（法人の場合は役員名簿）
- ・賃貸借契約の写し
- ・その他参考となる資料（活動場所の写真や図面等）

8 交付決定

提出していただいた申請書類をもとに、内容を審査し、補助金交付の可否及び補助額を決定し、申請者に通知します。

9 事業の変更

補助金の交付を決定した後に、事業内容を変更する場合は、変更申請をしてください。

10 事業完了後の手続

事業が完了したときは、必要事項を記載した実績報告書類を提出してください。

【実績報告書類】

- ・大府市サロン活動推進事業費補助金実績報告書
- ・事業活動報告書
- ・収支決算書及び各領収書の写し
- ・その他参考となる資料

※必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

11 補助金の支払

補助金の交付の決定を受けた申請者は、請求書を提出してください。提出後、決定額を前渡しでお支払いします。なお、事業完了時に精算していただきます。

12 補助金の交付決定の取消し等

以下のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の取り消し、既に交付した補助金の返還を求めることがあります。

- ・法令、要綱、処分、指示に違反したとき。
- ・虚偽又は不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- ・補助金の交付決定の内容又は交付決定の際に付した条件等に違反したとき。

13 その他

この補助金の交付決定を受けた者は、必要に応じて補助事業の遂行状況について報告を求めることがあります。